

第16回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成25年10月30日（水） 15時00分～17時00分
- 2 場 所 総務省7階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、辻委員、沼尾委員、林委員、吉村委員、石井委員、吉田委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - ・「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（案）」
 - 3 閉会
- 5 議事の経過
 - 事務局より地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（案）についての説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。

（事務局より地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（案）についての説明）

（以下、地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（案）に対する質疑及び自由討議）

- 報告書（案）について修正していただき、感謝と敬意を表す。消費税に関し、国と地方の協議の場において現在の配分を決めたが、その際地方法人課税についての議論は一切なかったため、今回の報告書から消費税の増収に伴う地方の減収に対しては、それなりの意見が出てくると思うし、話し合いは必要だと思う。

税源の偏在是正に関して「当然」市町村分も含めて検討するという文言を削除いただいたが、これは都道府県間の格差より市町村間の格差のほうが大きいということが当然ということをも以て、市町村分の法人税割を含めるという表現には抵抗があったため。

今回の報告書は、格差をどう調整していくか、そしてその調整がしっかり機能する制度をつくる必要があるとしており、その一つとして法人住民税の交付税原資化というのは一定の理解を得る。しかし、反対する市町村もあるので、交付税総額が確実に増額する手立てをどのようにするかは、しっか

り議論していかなければならない。いずれにしても各市町村の課税努力等が報われるような税制を堅持できる仕組み、抜本的な税制改正を望むものであるが、消費税が半年後に8%に上がるこの時期に抜本的な税制改正ができるのか不安もあるので見直しのタイミングについては少し修正をお願いしたい。

- 趣旨を重く受け止めて、肝に銘じる。
- 表現について、「法人住民税法人税割は国税化することとなるが、地方固有の財源である地方交付税の原資にその全額を繰り入れることにより」とあるが、ここだけ読むと法人住民税法人税割を全額交付税原資化すると読めてしまうので、「法人住民税法人税割の一部は国税化することになるが」と変えた方が誤解を招かないと思うがどうか。
- 概要（見直しの方策）1つめの○について、「人口一人当たりの税収等でみた格差が縮小される一方」とあるが、これは都道府県間の話なのか、市町村間の話なのか。市町村の話であれば、地方消費税の引上げについて、税収一人当たりで見ると特に関係がないのではないか。また、格差縮小について、ジニ係数と変動係数では小さくなるが、分散を使うと当然大きくなる。本文において複数の指標で判断すべき記載があるにもかかわらず、概要でこのように記載するのはどうか。

2つめの○について質問だが、ここで言っているのは現在すでに交付税原資として入れている消費税と、これから増える分を全部地方に戻してその代わりに地方法人税のほうに入れるということか。
- データ的な分析は都道府県についてのみであるため、この数値は都道府県分となる。市町村については交付金ということで、税そのものではない。

2つめの○について、消費税が上がる分の国税分の交付税法定率分はあるが、これについては社会保障財源ということで用途が決まっているので、その分から税源交換するのは難しいと考える。基本的には従来分の5%の中に交付税分が1.18%あるので、それを念頭に置いて考えている。（事務局）
- 数年後に消費税を上げる際、この分だけを社会保障財源として交付税原資を増やすとしたところには手をつけないという理解でよいか。
- 現時点において設定は難しい。将来的に8%、10%に上がった部分の法定率分についてどう扱うかという議論は出てくると思うが。（事務局）
- 基本的なことだが、交付税法定率分の消費税化と法人住民税法人税割の

交付税原資化の税源交換の規模感、つまり交換することによる偏在是正効果をどのくらい見ているのか説明いただきたい。

○ 当検討会において規模感については、ほとんど議論していない。参考になるのは、地方法人特別税を導入した際の制度設計の考え方。消費税1%分の2.6兆円を法人事業税から地方法人特別税へ持って行って地方法人特別譲与税として配分することにより、地方消費税と税源交換したのとほぼ近似した考え方ということで、当時の一つの偏在是正の目標として参考になることから、1つの目安として報告書に援用した。(事務局)

○ 報告書につき、16回にわたり検討会を開催し、まとめていただき、会長はじめ、各委員に感謝を申し上げます。

知事会においても、偏在性の小さく、税収が安定的な地方税財政体系及び地方税体系を図るということで、消費税と地方法人課税との税源交換ということを取りまとめている。

報告書(案)について、「法人住民税法人税割の一部について交付税原資化を図ることを検討すべき」とされており、知事会の主張とおおむね方向は同じである。市町村間においても税の偏在問題が存在するのは事実であるので、市町村サイドでも議論してとりまとめられればと思う。

また、地方法人特別税の廃止の記載について、地方消費税率が上がるのでその範囲内で法人住民税法人税割を交付税原資としてよいのではないかと説得しているが、一方で地方法人特別税というイレギュラーなものを廃止するということとセットで考えないと理解されにくい。それらの記載場所が離れており、無関係に記載されているという印象があるため、配慮いただきたい。

以上